

質問No.	講習会コース	講義	質 問	回 答
1	意匠・設備コース	建築設備の審査 【資料】 「建築設備の確認申請図書審査確認事項（参考）」	P9再下段 浄化槽法第31条第2項に係る認定書→建築基準法の誤記ではないでしょうか。	お見込みの通り、P9再下段の浄化槽法第31条第2項に係る認定書は誤記でありますので、「建築基準法第31条第2項に関わる認定書」と訂正いたします。
2	構造コース	木造の構造審査 【資料】01 木造の構造審査	・資料01（スライド）P21 基礎の仕様規定について、立上り部分の上部については主筋と補強筋の緊結の旨の説明がありましたが、立上り部分の下部の底盤については同様のフック又は全強溶接は不要なのではないでしょうか。 ・資料01（スライド）P50 N値計算法（金物の選定）の表について、N値から必要耐力KNを算出する際、5.3を乗じた値の切り上げと理解していますが、0.65Nの場合の必要耐力は3.445となり、表の3.4を超えます。問題ないでしょうか。※表中1.0Nも同様です	・スライド内の図に示しているのは、記載のとおり布基礎とべた基礎である。平12告1347号第3項第五号イ及び第4項第一号より、立上り部分の他に下部の底盤部についても緊結を求められている。また、2025年版建築物の構造関係技術基準解説書のQAには、「緊結の具体的な構法方法については、使用実績や基礎に作用する荷重の実況、建築物の沈下に対する要求性能等に基づき、設計者が可否を判断してください。評価機関による性能証明等も活用可能と考えられます。」と記載があります。  ・今回の講義で参照している文献についてですが、例を挙げると木造軸組構法住宅の構造計画（令和7年4月施行対応版）では、2025年版建築物の構造関係技術基準解説書を参照している旨の記載があり、今回はその解説書内で明記されている表を準用し説明をしております。この表に従った検討をすることに関しては、問題ないと考えられます。
3	意匠・設備コース	集団規定の審査 【資料】 「集団規定の審査」	ページ69、70 防火地域・準防火地域に建てられる建築物の演習ですが、⑤は延焼防止建築物で○ではないのでしょうか？	ご質問のとおりです。 69ページの問題において、「準延焼防止建築物」とするところを「延焼防止建築物」とした誤記がありました。大変失礼いたしました。

## 防火地域・準防火地域(法61条)

主な集団規定(⑩防火地域等)

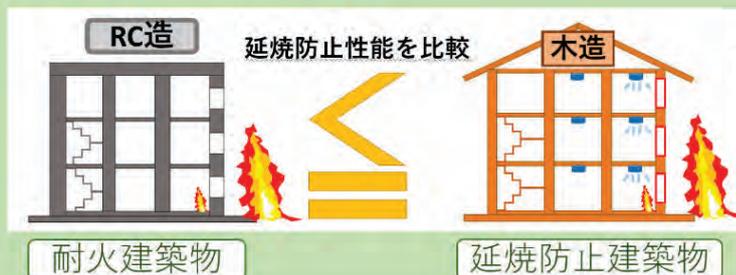


耐火建築物以上に延焼防止性能がある建築物

⇒ 延焼防止建築物

延焼防止建築物とは

建築物全体で評価!



延焼防止性能が

耐火建築物 ≤ 延焼防止建築物  
であれば、法61条の目的は、  
達成されるため

耐火建築物でなくても可能

68

## 防火地域・準防火地域(法61条)

主な集団規定(⑩防火地域等)

### 【令136条の2】

- ① 防火地域、900㎡、3階、【耐火建築物】 ⇒
- ② 防火地域、50㎡、2階、【その他建築物】 ⇒
- ③ 準防火地域、600㎡、2階、【準耐火建築物】 ⇒
- ④ 準防火地域、400㎡、4階、【準耐火建築物】 ⇒
- ⑤ 防火地域、100㎡、3階、【延焼防止建築物】 ⇒
- ⑥ 防火地域、900㎡、3階、【耐火性能検証建築物】 ⇒
- ⑦ 準防火地域、80㎡、平屋、木造、【延焼ライン外壁防火構造】 ⇒
- ⑧ 防火地域 高さ2.2m 門・塀 【木造】 ⇒

(いずれも「外壁開口部設備」ありとします。)

69

## 防火地域・準防火地域(法61条)

主な集団規定(⑩防火地域等)

### 【令136条の2】

- ①防火地域、 $900\text{m}^2$ 、3階、【耐火建築物】 ⇒ ○
- ②防火地域、 $50\text{m}^2$ 、2階、【その他建築物】 ⇒ ×
- ③準防火地域、 $600\text{m}^2$ 、2階、【準耐火建築物】 ⇒ ○
- ④準防火地域、 $400\text{m}^2$ 、4階、【準耐火建築物】 ⇒ ×
- ⑤防火地域、 $100\text{m}^2$ 、3階、【準延焼防止建築物】 ⇒ ×
- ⑥防火地域、 $900\text{m}^2$ 、3階、【耐火性能検証建築物】 ⇒ ○
- ⑦準防火地域、 $80\text{m}^2$ 、平屋、木造、【延焼ライン外壁防火構造】 ⇒ ○
- ⑧防火地域 高さ $2.2\text{m}$  門・塀、【木造】 ⇒ 建築物付属は ×

(いずれも「外壁開口部設備」ありとします。)

70

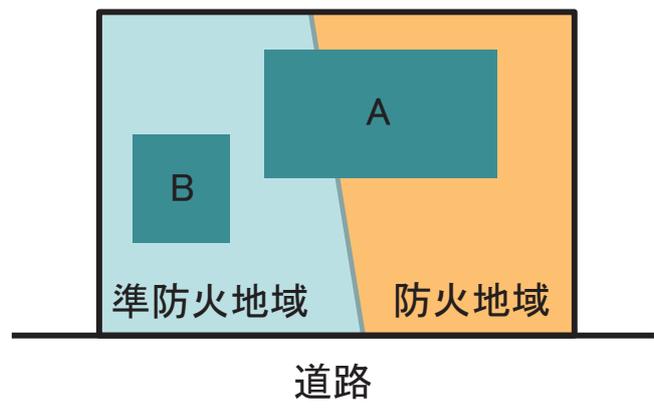
## 防火地域・準防火地域(法61条)

主な集団規定(⑩防火地域等)

### ■ 区域の内外にまたがる場合の制限(法65条)

- ・建築物がまたがる場合 厳しい方の制限
- ・建築敷地がまたがるが建築物はまたがらない場合 建築物がある部分の制限

建築物A 防火地域の制限  
建築物B 準防火地域の制限



71